

北九州市指定管理者制度
ガイドライン
(指定管理者制度に関する通知等)

令和2年6月改訂
北九州市

VI 指定管理者制度に関する通知等（目次）

1 地方自治法関係

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 87 号総務省自治行政局長通知 1

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

平成 15 年 8 月 29 日付け総行行第 113 号総務省自治行政局長通知 4

指定管理者制度の運用について（通知）

平成 19 年 1 月 31 日付け総行行第 15 号総務省自治行政局長通知 5

指定管理者制度の運用について

平成 22 年 12 月 28 日付け総行経第 38 号総務省自治行政局長通知 6

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について

平成 25 年 12 月 4 日付け総行行第 198 号・総行経第 28 号総務省自治行政局通知 8

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）

平成 29 年 4 月 25 日付け総行経第 25 号総務省自治行政局長通知 10

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用における参考資料について

平成 29 年 4 月 25 日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室事務連絡 13

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について

平成 31 年 4 月 18 日付け総行行第 133 号・総行経第 38 号総務省自治行政局通知 20

新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について

令和 2 年 3 月 27 日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡 22

2 他の公物管理法関係

社会福祉施設における指定管理者制度の活用について

平成 15 年 8 月 29 日付け厚生労働省通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

指定管理者制度による都市公園の管理について

平成 15 年 9 月 2 日付け国都公緑第 76 号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知・・ 24

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用の際しての留意事項について（通知）

平成 15 年 11 月 21 日付け医政総発第 1121002 号 厚生労働省医政局総務課長通知・・・・ 26

指定管理者制度による河川の管理について

平成 16 年 3 月 26 日付け河川局通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

指定管理者制度による港湾施設の管理について

平成 16 年 3 月 29 日付け国港第 1406 号国土交通省港湾局管理課長通知・・・・・・・・ 29

指定管理者制度による下水道の管理について

平成 16 年 3 月 30 日付け国都下企第 71 号 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長通知・・・・ 30

指定管理者制度による道路の管理について

平成 16 年 3 月 31 日付け国道政第 92 号道路局路政課長通知・・・・・・・・・・ 34

公営住宅の管理と指定管理者制度について（通知）

平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 193 号 国土交通省住宅局長通知・・・・・・・・ 35

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について（通知）

平成 16 年 5 月 21 日付け健総発第 0521001 号厚生労働省健康局総務課長通知・・・・ 37

地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて（抄）

平成 19 年 3 月 30 日付け老計発第 0330006 号厚生労働省老健局通知・・・・・・・・ 38

指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について（通知）

平成 30 年 3 月 30 日付け総行経第 116 号総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知・・ 42

「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について（通知）」について

平成 30 年 3 月 30 日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長事務連絡・・・・・・・・ 45

総行行第87号
平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること（第244条の2第3項関係）。
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

総行行第 1 1 3 号
平成 1 5 年 8 月 2 9 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 1 5 年政令第 3 7 4 号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 1 5 年政令第 3 7 5 号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 5 年総務省令第 1 1 1 号。以下「改正規則」という。）は、平成 1 5 年 8 月 2 9 日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成 1 5 年 9 月 2 日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付け総行行第 8 7 号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 2 1 条第 3 項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第 1 9 9 条第 7 項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行なわれるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされますようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行なったものであること。（令第 1 7 3 条の 3、則第 1 7 条、改正令附則第 9 条関係）

（以下、略）

総行行第15号
平成19年1月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自ら直接管理を行うか、指定管理者による管理を行なうかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行なうこと等に努めること。

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするとしてされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総行行第 198 号
総行経第 28 号
平成 25 年 12 月 4 日

各都道府県総務部長
（財政担当課・行政改革担当課・市区町村担当課扱い）
各指定都市総務局長
（財政担当課・行政改革担当課扱い）
各都道府県議会事務局長
各指定都市議会事務局長

総務省自治行政局行政課長
総務省自治行政局行政経営支援室長
（公印省略）

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。
- 2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、1 と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。

その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、地方公共団体において適切に対処されたいこと。

- 3 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたいこと。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることを申し添えます。

総行経第25号
平成29年4月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

} 殿

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した
指定管理者制度の運用について（通知）

平成28年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成28年12月20日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」がとりまとめられ、平成29年4月11日開催の第37回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。

については、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願ひします。

記

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安

全管理、個人情報等の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めしておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないよう、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 25 日

各都道府県行政改革担当課
各都道府県市町村担当課
東京都行政改革推進部行政改革課
各政令指定市都市行政改革担当課

} 御中

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した
指定管理者制度の運用における参考資料について

平成 29 年熊本地震における課題を踏まえ、「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）」（平成 29 年 4 月 25 日総行経第 25 号）を通知したところですが、具体的な検討に当たって、参考となる資料について、下記のとおり情報提供します。

記

- 1 熊本地震発生後の指定管理施設の管理運営に関するヒアリング結果をとりまとめているので、別添「熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営について」（平成 28 年 10 月 25 日 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第 4 回）提出資料）を参照してください。
- 2 指定管理者実務研究会（主催：（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団））では、平成 24 年度に「災害に対応したリスクマネジメント」に関する報告書を取りまとめており、避難所開設時の指定管理者の業務内容や避難所として活用された場合の指定管理料や利用料金収入の支払いに係る運用ガイドラインの事例などが掲載されているので、参照してください。

熊本地震発災後の指定管理施設の 管理運営について



平成28年10月25日
総務省自治行政局行政経営支援室

1. 趣旨

平成28年熊本地震に係る災害において、多くの指定管理者施設が、避難所又は事実上避難者が集まる場所として利用されている。その利用の状況及び課題を把握するために現地ヒアリングを実施。

2. 実施日

平成28年9月13日（火）、14日（水）

3. 対象

(1) 指定管理施設設置自治体側

・熊本市 ・益城町 ・御船町 ・南阿蘇村 ・熊本県

(2) 指定管理者側

- ・熊本産業文化振興株式会社（熊本産業展示場「グランメッセ熊本」）
- ・熊本県スポーツ振興事業団・ミズグルーブ（熊本県民総合運動公園、熊本県立総合体育館）
- ・株式会社はくすい（阿蘇白水温泉瑠璃）
- ・御船町スポーツセンター等管理運営共同企業体（御船町スポーツセンター）
- ・公益財団法人熊本YMCA（益城町総合運動公園）
- ・指定管理施設災害時対応検討連絡協議会

（熊本都市圏内の主要施設の指定管理者7社・財団で構成）



大規模地震発生時の避難所運営を想定した指定管理者制度の適切な運用
について、留意すべき点を整理。

熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営に関するヒアリング結果①

【対応の実態・主な意見】

- 行政職員も発災後速やかに施設に配置され、本庁との連絡調整等に従事したが、当該施設の被害状況の確認や避難者誘導、安全確保に当たっては、常日頃から施設を管理運営している指定管理者職員が力を発揮した。
- 多数の地域から避難者が集まる避難所の場合、自治会が避難所運営に協力する体制が構築されなかった。
- 行政職員は、初期には常時1施設あたり5～7名程度は配置されたが、一定期間経過後は罹災証明など、他の震災対応業務もあり順次人数を縮小した。行政職員のみで運営しようとした場合、常時20～30名程度は必要となり、また、他の震災対応業務のための要員確保も必要であることを勘案すると、行政職員のみで避難所を運営するのは現実的ではない。
- 指定管理者によっては、災害対応や避難所運営についてもノウハウを有しており、又はノウハウを有する者とのネットワークを有しており、主体的に役割を果たしていただいた。

1. 大規模地震災害発生時には、指定管理施設における避難所運営について、行政職員のみによる実施は現実的ではなく、指定管理者による運営協力は必要不可欠。

熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営に関するヒアリング結果②

【対応の実態・主な意見】

- 指定避難所以外の施設に大人数の避難者が集まり、自然発生的に避難所になってしまふことは想定していなかった（例：熊本市では、結果的に避難所となった指定管理施設71のうち、8施設のみが指定避難所等に指定されていた）
- 特に、避難所の立ち上げ時期には、避難所運営の責任の所在や市町村と指定管理者の役割分担、情報共有や物資・人員の配備等の観点で様々な混乱があった。
- 地域防災計画に指定避難所や福祉避難所として位置付けられ、又は、指定管理協定などに「避難所になる場合があり得る」との文言を入れている場合にも、具体的な避難所立ち上げの手順や役割などまでは、定めていなかった。
- 町の縁辺部に所在する施設であり、指定避難所として指定していなかったが、大都市に隣接していたため区域をまたがって大人数の避難者が発生することを想定していなかった。大都市からの避難者の受入れも想定した上で、町において避難所運営を行うことを想定しておくべきであった。
- （県有施設）県の広域災害対応拠点（物資配給拠点）としての位置付けはあり共同訓練も行っていたが、「避難所」として利用することについては、町から要請はなく、そのため諸準備も行っていなかった。発生後、大人数の避難者が集まることになり、追って町から避難所設置の要請がなされた。
- （県有施設）避難所としての指定は市の施設を対象に行われたため、あらかじめ避難所として指定されていなかった。このため、発災直後には市職員のみならず、また、数日間市からの物資の配給もなかった。

2. 大規模地震災害発生時には、指定避難所であるか否かにかかわらず避難に適した施設は、避難所又は事実上避難者が集まる場所となる。避難に適した施設では、あらかじめ、発災時の避難所立ち上げに関するルールや役割分担を明確にしておく必要がある。

3. 県有施設又は市町村区域の境界付近に所在する施設については、避難所としての機能を果たす際の責任の所在が不明確になりがちである。このような施設については、指定管理者と市町村のほか、県又は近隣市町村を含めた三者間で事前の調整が必要である。



熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営に関するヒアリング結果③

【対応の実態・主な意見】

- 避難者の部屋割りや他団体によるテント村設置など避難所運営の最も基本的な事項に関して、指定管理者からは避難所の現場管理者としての考えを行政に伝達したが、十分に聞き届けられなかった場合もあった。
- 指定管理者が避難所運営を行っているにもかかわらず、地域全体の避難所運営に関する意思決定プロセスに対し、避難所からは、短期間で交代していく職員が代表で参画し、指定管理者には決定事項のみ伝達されたが、現場の実態が適切に反映できなかつたのではないか。少なくとも指定管理者側から見ると不安を感じた。
- 避難所の運営に当たって、要援護者に関する個人情報^{の取扱い}、住民同士のトラブル^{の裁定}、他の行政機関など各種団体との調整については、民間事業者たる指定管理者では判断できない部分があった。指定管理者が避難所運営を行う場合でも、行政職員が現場にいることは大変重要。
- 時間が経過するにつれ、行政職員は雇災証明など他の震災対応業務に従事する必要が生じたため、行政として判断できる立場の者が避難所運営業務を離れることとなり、行政と指定管理者の間の情報共有や意思疎通に困難が生じることがあった。

4. 避難所の運営を指定管理者が行う場合であっても、受け入れる避難者の数、避難者に割り当てる個人スペースの配分や避難所内の安全管理、個人情報^{の取り扱い}など、避難所運営の基本的な方針についての決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法を行政と指定管理者の間で定めておく必要がある。


5. 特に、指定管理者が避難所運営において重要な役割を果たしている場合には、行政の判断に当たって、現場管理に当たたる指定管理者と十分な連絡調整をしておく必要がある。



熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営に関するヒアリング結果④

【対応の実態・主な意見】

- 指定管理協定において「災害発生時の経費（又は、利用料金）の取扱いについては別途協議して定める」と記載がある場合であっても、その都度協議して定めることは現実的ではなく、指定管理者側の経営リスクとなった（例えば、国の支援機関が県が直接管理する施設を災害対応用務等で活用した際、通常は施設の利用料金を請求することはないが、当該施設が指定管理施設であり、その経費負担の取扱いについて定めていなかったことから、一旦は、施設側から国の支援機関に対して請求した（結局、県が指定管理料により措置））。
- 当初何ら取り決めもなく、なし崩しで指定管理者が避難所運営業務を開始することになったが、費用負担や責任分担を明確にする観点から、事後的に指定管理業務を一時凍結し、避難所運営業務を受託する契約を締結した。民間事業者からすると、不明確な責任分担での仕事の継続は困難。
- 福祉避難所として活動する場合の費用負担について協定を結んでいたが、活動に当たって通常営業を停止せざるを得ないにも関わらず、避難者を受け入れた実績に応じて災害救助法の規定による通常時より相当低廉な単価で手当されることがなっている。また、避難によって生じた施設の汚損についての原状回復は、当該避難者と指定管理者において解決することとされている。このようなルールの下では、指定管理者側は福祉避難所としての対応に躊躇せざるを得ない。
- 継続して避難所運営を行っていくにあたり、各種支払に必要な資金繰りに苦慮した。特に利用料金制を前提にしている場合、通常見込まれる利用料金収入を当面の財源とすることもできず、避難所運営の継続に不安があった。

- 
6. 避難所対応に要した費用の負担のあり方、指定管理者が費用を請求する場合の協議のルール（協議開始時期・手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要がある。
 7. 公費負担に関しては、指定管理者の業務の円滑な実施に支障を来すことがないよう、指定管理者が担う役割に相当する適切な範囲又は水準が設定される必要がある。
 8. 公費負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要がある。

総行行第 133 号
総行経第 38 号
平成 31 年 4 月 18 日

各都道府県総務部長
(財政担当課・行政改革担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市総務局長
(財政担当課・行政改革担当課扱い)
各都道府県議会事務局長
各指定都市議会事務局長

} 殿

総務省自治行政局行政課長
総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について

本年 10 月 1 日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。
- 2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として收受させている場合には、1 と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。

その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、地方公共団体において適切に対処されたいこと。

- 3 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたいこと。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることを申し添えます。

事務連絡

令和2年3月27日

各都道府県行政改革担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市行政改革担当課

} 御中

総務省自治行政局行政経営支援室

新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点
について

新型コロナウイルス感染症への対応について、指定管理者が管理する公の施設（以下「施設」という。）においては、施設利用の休止、事業の中止や延期など、感染拡大防止に向けた様々な対応や、施設利用者による施設利用の中止や自粛などが、施設の運営状況に影響を及ぼしていることと承知しております。

感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本事務連絡について周知方よろしく申し上げます。

担 当	総務省自治行政局行政経営支援室
電話番号	03-5253-5519（直通）
ファクシミリ	03-5253-5992
電子メール	gyoukaku@soumu. go. jp

雇児総発第 0829001 号

社援保発第 0829001 号
障 企 発第 0829002 号
老 計 発第 0829002 号
平成 15 年 8 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局計画課長

社会福祉施設における指定管理者制度の活用について

今般、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 15 年政令第 374 号）が公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）は 9 月 2 日より施行されることとなったところであるが、同法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容について、別添「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）のとおり、総務省自治行政局長より通知が発出されているので、御留意願いたい。

また、これに伴って、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームや児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所などの社会福祉施設であって、地方公共団体が設置するものについても、個別法による制約のない範囲において指定管理者制度を活用してその管理を指定管理者に行わせることができることとなったので、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、本通知の発出については、総務省自治行政局とも協議済みである旨、申し添える。

各都道府県・政令指定都市 都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長

指定管理者制度による都市公園の管理について

本年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県・政令指定都市においては、指定管理者制度による都市公園の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知願います。

（本件は総務省自治行政局と協議済みであるので、念のため申し添えます。）

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第5条第2項の許可を要することなく、都市公園全体又は区域の一部（園路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。以下「一定規模の区域」という。）の管理を行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる管理の範囲は、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（行為の許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為（自らの収入としない利用料金の収受、清掃、巡回等）等）であること。
3. 指定管理者に行わせる管理の範囲については、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内で、都市公園条例において明確に定めること。

この際、行為の許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行うこと。

4. 都市公園全体又は一定規模の区域について、公園管理者以外の者に事実行為として整備を行わせた場合において、当該者に対し事実行為に係る事務を行わせることにより管理を行わせることができるほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度により管理を行わせることもできること。例えば、PFI事業者に対し、同事業者が事実行為としてPFI事業により整備した公園の一定規模の区域を指定管理者制度により管理

を行わせることができること。

5. なお、従前の通り、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者が、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設置管理することが不適當又は困難であると認められる場合については、都市公園法第5条第2項の許可をすることにより公園管理者以外の者に設置管理させることが可能であること。この場合、公園管理者以外の者は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者になることなく、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園施設の設置管理を行うことができることから、指定管理者制度に係る条例に基づくことなく、自らの収入として料金收受すること等ができること。

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用にあたっての留意事項について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布され、本年 9 月 2 日より施行されることとなったところである。

これに伴い、改正前の地方自治法に基づく「管理委託制度」が、改正法の施行後は「指定管理者制度」に改められ（詳細は、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号総務省自治行政局長通知）の第 2 参照）、地方公共団体が開設する病院等についても、当該地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、その管理を代行することができることとなる。

指定管理者制度に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の留意事項については下記のとおりであるので、貴職におかれてはその趣旨を十分に御理解いただくとともに、管下市町村にも周知徹底していただくようお願いしたい。

なお、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局地域企業経営企画室とも協議済みであるので、念のため申し添える。

記

1. 地方自治法に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の病院等の開設者について

地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治法の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とする。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- ・ 診療科名

- ・ 病床数及び病床区分
 - ・ 地方公共団体が関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）
 - ・ 医療事故の場合の責任の所在
 - ・ その他病院等の管理運営に関する重要事項
2. 指定管理者とすることができる者の範囲について
- 改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

国河政第115号
国河環第135号
国河沼第232号
平成16年3月26日

(指定都市各通)

河川局水政課長
河川局河川環境課長
河川局治水課長

指定管理者制度による河川の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による河川の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、今回の通達により、河川管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、この河川管理に係る指定管理者制度は、平成16年2月27日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、従来、管理委託制度により行っていた河川管理に係る事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能になったこと。
2. 指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占有許可、監督処分等)以外の事務(①河川の清掃、②河川の除草、③軽微な補修(階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。)、④ダム資料館等の管理・運営等)であること。
3. 指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めること。

国港管第 1406 号
平成 16 年 3 月 29 日

(各都道府県(港湾担当部長)あて)

国土交通省港湾局管理課長

指定管理者制度による港湾施設の管理について

平成 15 年 9 月 2 日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 81 号)において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県においては、指定管理者制度による港湾施設(港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項各号に掲げる港湾施設をいう。以下同じ。)の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、責職よりこの旨周知方お願いいたします。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に対し、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務を行わせることができ為こととされました。
2. 指定管理者が行うことができる業務の範囲は、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務で、使用料の強制徴収(法第 231 条の 3)、不服申立てに対する決定(法第 244 条の 4)、行政財産の目的外使用許可(法第 238 条の 4 第 4 項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができるもの以外の事務(使用許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為(自らの収入としない利用料金の収受、清掃、保守点検、植栽等)等)です。
3. 指定管理者に行わせる業務の範囲については、法第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、各都道府県の条例において明確に定める必要があります。

この際、港湾施設の使用許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行う必要があります。

国都下企第71号
平成16年3月30日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
下水道部下水道企画課長

指定管理者制度による下水道の管理について

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたところである。

各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による公共下水道等の管理について、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知をされたい。

記

1 指定管理者制度の趣旨

従来、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた（管理委託制度）。

今般、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった（指定管理者制度）ものである。

2 下水道における指定管理者制度の適用

（1）地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法との関係

地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法は、一般法と特別法の関係にあるため、個別の公物について地方自治法の指定管理者制度が適用されるか否かは、個別法の規定の解釈によるものである。

なお、地方自治法の解釈として、指定管理者制度は、事実行為のみにも適用可能であるが、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等の法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は指定管理者に行わせることはできないこととされている。

(2) 下水道における指定管理者制度の適用

(1) を踏まえ、下水道における指定管理者制度の適用については、以下のとおりとする。

下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管渠の保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等の事実行為については、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることも可能である。

一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できないので十分留意すること。

3 下水道において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている(地方自治法第244条の2第4項)ので、下水道において指定管理者制度を適用する場合には、具体的に以下の事項を定めることが適当である。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるので、申請の方法として業務実施計画書を提出させること等を定めるとともに、選定基準として、以下の事項等を定めること。

- ・施設の維持管理を効率的に行うことができる専門的知識及び技術的な能力に加え、維持管理を安定的に継続して行う財産的基盤を有していること。
- ・指定管理者に管理を行わせることにより、施設の効用を最大限に発揮することが可能になるとともに施設の維持管理経費の縮減が図られること。など

② 管理の基準

下水道として適切な維持管理を確保する上で必要となる事項として、放流水の水質や汚泥の含水率、施設の機能確保等について、管理を行わせようとする下水道施設などの実情を踏まえて定めること。

③ 業務の範囲

2(2)を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う業務の具体的な範囲を定めること。

この場合、清掃、警備等の個々の具体的な業務の一部を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであることを担保すること。

(2) 指定管理者の指定

- ① 指定管理者の指定にあたっては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について議会の議決を経ることとされている(地方自治法第244条の2第6項)。

- ② 指定管理者の指定に際しては、施設の諸元、流入水の水質等の当該施設の特性のほか、下水道の維持管理に関する専門的な知識及び技術的な能力、財産的基盤等の応募条件を記載した募集要項等を事前に公表するなど広く民間事業者が参加できるように配慮すること。
- ③ 条例制定、選定等の手続き、議会の議決、協定の締結、事務引継等の期間を考慮して計画的に事務手続を進め、指定管理者が業務を円滑に開始できるように必要な措置を講ずること。
- ④ 指定管理者に支出する委託費の額等条例で定める項目以外の細目的事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協定等の中で明らかにしておくこと。

(3) 指定管理者に対する監督等・

地方公共団体は、指定管理者からの事業報告書の提出（地方自治法第244条の2第7項）、指定管理者に対する当該管理の業務又は経理の状況に関する報告、実地調査又は必要な指示ができるほか、地方公共団体は、指定管理者が上記指示に従わない場合等においては、指定の取消し又は業務の停止命令を行うことができる（地方自治法第244条の2第10項及び第11項）ので、適宜必要な措置を講ずること。

4 下水道管理者として適切な管理を確保するための留意事項

- ① 下水道管理者として、指定管理者への指示、監督等の施設の適切な管理を確保するための必要な措置が行えるよう十分な体制が整備できていること。特に、異常時、緊急時において下水道管理者として行うべき権限、事務を適切に行使するとともに、指定管理者への指示などを的確に行うための必要な体制が整備できていること。
- ② 従来の管理委託制度、民間業者への業務委託と同様に、指定管理者に管理を行わせる場合においても、下水道管理者には下水道法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存することはもちろん、国家賠償法における公の営造物の設置管理瑕疵に基づく損害賠償責任等の対外的な法的責任を負うこと。
- ③ 指定管理者制度による下水処理場等の維持管理の委託を包括的民間委託で実施する場合においては、別途通知する「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(平成16年3月30日 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知)を参考にすること。

5 その他

(1) 経過措置

管理委託制度を適用している施設について、同制度に替えて引続き指定管理者制度を適用する場合には、平成15年9月2日（改正地方自治法の施行日）から起算して3年以内に、当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を適用するための本通知に基づく手続を行う必要があること。

(2) その他

平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3（1）地域主導による資源の有効活用 ③アウトソーシングの促進』において「地方

公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点」から本制度を活用できるとされているので参考にされたい。

国 道 政 第 9 2 号
国 道 国 防 第 4 3 3 号
国 道 地 調 第 9 号
平 成 1 6 年 3 月 3 1 日

(指定都市各通)

道 路 局 路 政 課 長
道 路 局 国 道 ・ 防 災 課 長
道 路 局 地 方 道 ・ 環 境 課 長

指定管理者制度による道路の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)において指定管理者制度が創設されたところですが、各都道府県、政令指定都市におかれましては、指定管理者制度による道路の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、今回の通知により、道路管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たにお示ししたところですが、この制度は、地域再生プログラムの一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。

2. 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等)であって、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。

国住総第193号
平成16年3月31日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

公営住宅の管理と指定管理者制度について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)は、平成15年6月13日に公布、同年9月2日から施行されており、これにより、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度（改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく管理を委託するものをいう。以下同じ。）に代わり「指定管理者制度」が創設されたところである。

公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）は公の施設に該当するものであり、公営住宅の管理についても、管理委託制度により管理を委託することが可能であることから、公営住宅の管理と指定管理者制度との関係について、下記のとおり通知するので参考にされたい。

また、貴管内の事業主体（公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

1 指定管理者制度の適用

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査など及び修繕、清掃等の事実行為について管理委託制度により地方公共団体が出資している法人等に委託している実態が多いところである。

指定管理者制度は、管理委託制度では受託者となれなかった民間事業者を含む法人その他の団体についても、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、公の施設の管理を行うことができるものである。

公営住宅の管理の委任については、下記3の入居者のプライバシー保護に十分配慮したうえ、指定管理者制度に基づき行うことができることとなっている。なお、指定管理者制度については平成18年9月が移行のための猶予期限となっているところである。

2 委任の範囲

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点からの行政主体としての判断が必要である。このため、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは適当ではない。したがって、公営住宅の管理について指定管理者が行うことができる事務の範囲は、従前の管理委

託制度により受託者が行うことのできるものと同じものである。

なお、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として収受（指定管理者自らの収入として受入れることをいう。）させることができることとなっている。公営住宅の場合、その利用料金である家賃及び敷金等の決定や減免等は公営住宅制度の目的と密接不可分であることから、従来の管理委託制度のもとにおいても家賃等は事業主体自らの収入として収受していたところである。したがって、指定管理者制度に移行した後も指定管理者の収入として収受させることは適切ではない。ただし、家賃の徴収等の事務のみを委任することや駐車場等共同施設の使用料を収受させることについては差し支えないものである。

3 入居者のプライバシー保護について

公営住宅の管理に当たっては、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠である。

入居者のプライバシー保護については、個人情報保護条例、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例において指定管理者に対して入居者のプライバシー保護を義務付けるとともに事業主体と指定管理者との間で締結する契約に個人情報の保護に関して必要な事項を盛り込むことを規定する必要がある。この場合においては、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。また、個人情報保護条例が制定されていない場合又は個人情報保護条例に罰則を設けない場合には、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例を定める際に違反に対する罰則規定を設けることが必要である。

さらに、指定管理者制度により公営住宅の管理を行う場合の具体的なプライバシー保護対策として少なくとも次のような措置を講ずるべきである。

- ① 電算システムで個人情報を取扱う場合は、事業主体のホストコンピューターと指定管理者の端末は専用回線とするなど外部からのアクセスが不可能となるようなセキュリティ対策を行うこと。
- ② 電算システムで個人情報を取扱う者は、電算システムの管理者からユーザーID、パスワードの指定を受けた者とするとともにその人数も極力限定すること。
- ③ 指定管理者は、個人情報を取扱う者に対して、第三者から個人情報を求められた場合の対応について研修等を行うことにより、入居者のプライバシー保護の重要性を認識させ、第三者への対応が的確に行えるように努めること。
- ④ 電算システムにデータ入力すること等個人情報を取扱う業務を指定管理者がさらに第三者へ委託するような場合には、氏名、住所等の情報の取扱いについては、あらかじめ個人を特定できないように処理するなど特段の配慮をすること。

4 その他

なお、平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3（1）地域主導による資源の有効利用 ③アウトソーシングの促進』において、本制度を活用できることとされているので参考にされたい。

健総発第 0521001 号
平成 16 年 5 月 21 日

各

{	都道府県	}	衛生主管部（局）長 殿
	政令市		
	特別区		

厚生労働省健康局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布され、同年 9 月 2 日より施行されたところであり、改正法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容については、別添 1（改正後の地方自治法）及び別添 2「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号総務省自治行政局長通知）のとおりである。

また、平成 16 年 2 月 27 日に開催された地域再生本部において、「地域再生推進のためのプログラム」が決定され、その中で、公共施設において積極的に指定管理者制度を活用することとされたところである（別添 3 参照）。

健康局所管の施設のうち、本制度の対象としては、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 18 条に定める市町村保健センター、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に定める水道施設、「農山村保健対策の推進について」（昭和 59 年 1 月 14 日衛発第 23 号公衆衛生局長通知）に基づく農村健診センター、「健康科学センターの整備について」（平成 7 年 8 月 8 日健医発第 1011 号保健医療局長通知）に基づく健康科学センター及び「難病特別対策事業について」（平成 10 年 4 月 9 日健医発第 635 号保健医療局長通知）に基づく難病相談・支援センターが挙げられるので、御了知の上、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、保健所については、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」に該当しないため、本制度の対象とならないので、ご留意願いたい。

追って、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局公営企業課とも協議済みであるので、念のため申し添える。

老計発第 0330006 号
老振発第 0330002 号
老老発第 0330004 号
平成 19 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局 計 画 課 長
振 興 課 長
老人保健課長

地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における
指定管理者制度の取扱いについて（抄）

地方公共団体が介護サービス提供施設を設置し、旧地方自治法の規定に基づく公の施設の管理の委託として、当該介護サービス提供施設の運営を民間法人に委託している場合の介護保険法上の指定の申請をすべき者等については、『いわゆる「公設民営」等の取扱いについて』（平成 11 年 7 月 27 日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長。以下「公設民営事務連絡」という。）により、その取扱いを示してきたところである。

今般、旧地方自治法の管理委託制度の経過措置期間が終了したこと、構造改革特別区域法第 31 条（特別養護老人ホームの公設民営特区）については、地方自治法の指定管理者制度により全国展開を行うこととしていることから、公の施設の管理については、指定管理者制度へ完全に移行することとなる。

これに伴い、指定管理者制度を活用している場合の指定の申請をすべき者等について、改めて、下記のとおり整理することとする。

なお、本通知の施行に伴い、公設民営事務連絡は廃止する。

記

1 介護保険法上の指定の申請をすべき者について

(1) 現行の取扱い

公設民営事務連絡においては、次のような取扱いとしており、指定管理者制度の下でもこれを踏襲している。

- ① 旧地方自治法の管理委託制度における利用料金の収受として、介護給付等対象サービス提供時の利用者負担及び当該サービスに係る介護報酬を民間法人の収入とさせている場合であって、当該利用者負担及び介護報酬の収入が当該民間法人の当該事業に係る主たる収入であり、当該事業の運営責任が当該民間法人に移っていると解される時は、当該民間法人が指定の申請をすること。
- ② 特別養護老人ホームやデイサービスセンターの公設民営の場合においては、老人福祉法の規定に基づく届出又は許可の申請をすべき者も、指定の申請をすべき者と同一にすること。

(2) 見直し後の取扱い

- ① 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設介護保険法第78条の2第1項、第86条第1項及び第107条第1項の規定により、指定の申請は「施設の開設者」が行うこととされていることから、老人福祉法及び医療法上の「開設者」である地方公共団体を指定の申請をすべき者とする。

この場合において、介護保険法及び指定基準ではサービス提供の主体や介護報酬等の収受の主体は「施設」とされていることを勘案し、利用者との契約や介護報酬等の収受の主体を「施設」の管理を行っている指定管理者とすることとして差し支えない。

したがって、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設について、社会福祉法人以外の法人が指定管理者となる場合で、利用料金制を採用しているときであっても、地方公共団体を「開設者」として、指定の申請をすることとなる。

- ② 介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の許可の申請は、「開設しようとする者」が行うこととされていることから、公の施設の開設者である地方公共団体を許可の申請をすべき者とする。

この場合において、介護保険法及び指定基準ではサービス提供の主体や介護報酬等の収受の主体は「施設」とされていることを勘案し、利用者との契約や介護報酬等の収受の主体を「施設」の管理を行っている指定管理者とすることとして差し支えない。

- ③ 居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業を行う介護サービス提供施設（訪問系サービスを除く。）

介護保険法第70条第1項及び第78条の2第1項の規定により、指定の申請は「事業を行う者」が行うこととされていることから、居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業の提供主体である指定管理者を指定の申請をすべき者とする。

ただし、指定管理者制度の利用料金制を採用せず、介護報酬等の収受の主体を地方公共団体としている場合には、地方公共団体を指定の申請をすべき者とする。

2 地方公共団体の責務

介護サービス提供施設の管理を指定管理者に行わせる地方公共団体は、当該介護サービス提供施設の管理運営に係る責任を有する者として、指定管理者が介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守するよう、条例や指定管理者との間で締結する協定等により、必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者とすることができる者の範囲について

指定管理者には、原則として、民間事業者等が幅広く含まれ、その対象は限定されないものである。

特に、特別養護老人ホームについては、旧地方自治法上の管理委託制度と比べて地方公共団体の関与が強化されていることを踏まえ、従来から指定管理者制度の下では、株式会社でも指定管理者として管理を行うことができる取扱いとしている。(こうした経緯があり、特別養護老人ホームの公設民営特区を全国展開するに当たり、指定管理者制度に一本化することとしたものである。)

ただし、介護老人保健施設については、指定管理者は介護保険法第94条第3項第1号に規定する者に限定されるものであり、営利を目的とする者を指定管理者とすることはできない。

また、病院及び診療所は営利を目的とする者を指定管理者とすることができないとされている(平成15年11月21日医政総発第1121002号厚生労働省医政局総務課長通知)ことから、病院及び診療所がサービス提供施設である介護療養型医療施設についても、営利を目的とする者を指定管理者とすることはできない。

4 地域密着型介護老人福祉施設等の申請者の変更について

地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設については、介護保険法第78条の2、第86条及び第107条の規定により、指定の申請は「施設の開設者」が行うこととされているが、介護保険法上の指定の申請者が老人福祉法及び医療法上の「開設者」となっていない場合は、申請者の変更を行う必要があるため、指定の更新の際には、「開設者」が指定の申請を行い直すこと。

5 老人福祉法上の届出者の変更について

現行の取扱いのとおり、介護保険法上の指定の申請者と老人福祉法上の特別養護老人ホーム等の設置の届出者等は同一にすべきであるが、申請者と届出者が同一となっていない場合は、届出者の変更等を行う必要があるため、介護保険法上の申請者が設置の届出を改めて行うこと。

※ 上記の内容を表に示すと次のとおりである。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設及び介護老人保健施設

施設		老人福祉法等上の開設の届出主体	介護保険法上の指定の申請主体	利用者との契約締結等の主体
現 行	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	指定管理者	指定管理者	指定管理者
見 直 し 後	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	地方公共団体	地方公共団体	指定管理者

(2) 居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業を行う介護サービス提供施設（訪問系サービスを除く。）

施設		老人福祉法等上の開設の届出主体	介護保険法上の指定の申請主体	利用者との契約締結等の主体
現 行	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	指定管理者	指定管理者	指定管理者
見 直 し 後	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	指定管理者	指定管理者	指定管理者

注 特別養護老人ホームの空床を利用して、居宅サービス事業である短期入所生活介護を行う場合についても上記のとおり。

6 その他

(1) みなし指定の適用を受ける居宅サービスの取扱い

介護保険法第72条第1項の「みなし指定」の適用を受ける短期入所療養介護及び通所リハビリテーションについても、介護保険法上の指定の申請主体は上記(2)の表のとおりであり、利用料金制を採用する場合は、指定管理者が指定の申請を行う必要があることから、同項ただし書きの規定に基づき、地方公共団体（開設者）は「別段の申出」を行って「みなし指定」の適用を受けないこととし、別途指定管理者が指定の申請を行う必要がある。

(2) 訪問系サービスを行う事業所の取扱い

訪問介護など訪問系サービスを行う事業所については、従来からの取扱いのとおりであり、『「公設民営」による訪問系サービス等の事業所の取扱いについて』（平成12年1月26日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長）を参照されたい。

総行経第 1 1 6 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

各都道府県総務担当部長 殿
（市区町村担当課、指定管理担当課扱い）
各指定都市総務担当局長 殿
（指定管理担当課扱い）

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長

指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の
指定管理者に行わせることができる業務について（通知）

地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条 2 号の公営住宅をいう。以下同じ。）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下、「独自住宅」という。）については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住宅（公営住宅法 2 条 2 号）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下「独自住宅」という。）の管理については、指定管理者制度（地方自治法 244 条の 2）に基づき公営住宅法第 3 章の規定による管理業務（入居者決定（同法 25 条）、明渡請求（同法 29 条及び 32 条）及び収入状況の調査（同法 34 条）を含む。）と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。」とされました。

これを踏まえ、独自住宅の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に行わせる場合に、当該指定管理者に行わせることができる業務について通知します。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対し、本通知について周知願います。

また、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

なお、本通知の内容については、法務省民事局及び国土交通省住宅局と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

第一 独自住宅における指定管理者制度の活用について

独自住宅については、地方公共団体が、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を定めて公営住宅と同様の趣旨・目的において管理を行っているものと考えられますが、その管理については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、条例で定めるところにより、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限を除き、使用許可等の権限の行使を指定管理者に行わせることができます。

第二 指定管理者に行わせることができる独自住宅の管理業務の範囲について

第一のとおり、独自住宅の管理については、条例に定めるところにより、公営住宅法第 3 章の規定による管理業務（入居者決定（公営住宅法第 25 条）、明渡請求（公営住宅法第 29 条及び第 32 条）及び収入状況の調査（公営住宅法第 34 条）を含む。）と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能ですが、以下の点に留意する必要があります。

（1）高額所得者に対する明渡しの請求について

公営住宅については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借地借家法に優先して適用されるものと解されています。そして、高額所得者に対する明渡請求（公営住宅法第 29 条）は、公営住宅法第 1 条所定の目的のため建設、賃貸、管理されている公営住宅の趣旨、性格から特別に定められた事業主体からの使用関係解消（解約）に基づくものであって、その要件も公営住宅法に明確に定められており、同法上正当事由を要件としていないことは明らかであるため、借地借家法第 28 条に規定する正当事由を具備する必要はないと解されます。

このような公営住宅法の規律に鑑みれば、独自住宅についても、その設置及び管理に関する条例において、当該住宅が公営住宅と同様の趣旨・目的において管理が行われることを明らかにし、かつ、公営住宅法第 29 条の規定に相当する高額所得者に対する明渡請求の要件に関する規定を設けた上で、当該明渡請求に係る事務を指定管理者に行わせることは差し支えないと解されます。

(2) 収入状況の調査について

独自住宅については、その設置及び管理に関する条例において、公営住宅法第34条の規定に相当する収入状況の報告の請求等の規定を設けた上で、当該収入状況の報告の請求等に係る事務を指定管理者に行わせることは差し支えないと解されます。

なお、当該報告の請求等によって知り得た個人情報については、その取扱いについて十分留意し、指定管理者に管理を行わせる際には、地方自治法第244条の2第4項の条例において「管理の基準」として個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずる必要があります。また、指定管理者選定の際に情報管理体制チェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮願います。

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県行政改革担当課
各都道府県市町村担当課
東京都行政改革推進部行政改革課
各指定市都市行政改革担当課

} 御中

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室

「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者
に行わせることができる業務について（通知）」について

「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について」（平成 30 年 3 月 30 日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知）の内容については、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）との関係については法務省民事局と、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）との関係については国土交通省住宅局とそれぞれ協議済みです。なお、本通知は、国土交通省住宅局住宅総合整備課発の事務連絡にて各都道府県・政令指定都市住宅担当課あてに連絡されておりますので、お知らせいたします。

また、「地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について」（平成 30 年 3 月 30 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）が、別添のとおり各都道府県・政令市住宅担当部長あて発出されておりますので、お知らせいたします。

なお、都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対し、本事務連絡について周知願います。

別添

国住備第 483 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・政令市住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について（通知）

地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下「独自住宅」という。）については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法（平 3 法 90）の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求（公営住宅法 38 条）の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。」とされた。

この対応方針を受け、地方公共団体が独自住宅に関して条例で公営住宅法第 4 章に規定する公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合について、下記のとおり整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言として通知する。

貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知されるようお願いする。

なお、本通知の内容については、法務省民事局と協議済みであることを念のため申し添える。

記

公営住宅については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法

及び借地借家法に優先して適用されるものと解されている。

そして、公営住宅建替事業については、公営住宅法第4章の諸規定は、事業主体が一定の要件及び手続のもとに画一的かつ迅速に事業を施行しうるようにするとともに、入居者に対して仮住居の提供、新たに建設される公営住宅への入居の保障及び移転料の支払い等の措置を講ずべきものとしているのであるから、事業の施行に伴い事業主体の長が同法第38条に基づいて当該公営住宅の入居者に対し明渡請求をするためには、その要件及び手続を充足していれば足り、借地借家法（平成3年法律第90号）第28条所定の要件を具備する必要はないと解されている（最高裁第2小法廷判決昭和62年2月13日参照）。

このような公営住宅法の規律に鑑みれば、独自住宅の建替事業について、公営住宅建替事業における明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を条例に設ける場合にあつては、当該条例において、当該建替事業が独自住宅の整備を促進し、又は独自住宅の居住環境を整備するために施行されることや、入居者の居住の安定を確保するために仮住居の提供、再入居の保障、移転料の支払い、家賃の激変緩和等の規定を設けるなど、公営住宅法に規定する公営住宅建替事業の要件及び手続と同様の要件及び手続を規定することが望ましい。